

熊本県内で初の相互協定 大規模災害発生時の施設の使用に関する相互協定調印式

高森町と高森署が災害時の協定を締結



▲調印後に握手を交わす、草村町長（左）と田中署長（右）

1月11日、高森町と高森署は災害時に被災した際、住民の生命、身体及び財産の保護、公共の福祉の確保等を迅速に行うために、互いの施設を臨時利用できる協定の調印を執り行いました。

これは、多くの公共施設が被災した東日本大震災や、昨年7月12日に発生した「九州北部豪雨災害」の教訓から今回の協定調印となりました。被災時に警察又は役場機能が喪失した場合、双方の臨時移転可能な代替施設の確保のため、高森署は「高森総合センター大会議室」を使用、町は「高森署内会議室」を使用することで合意。役場庁舎と高森署の間の距離は約2キロメートルで、どちらの施設も耐震基準を満たしています。

自治体機能が警察署内に入ることは全国でも非常に少なく、熊本県内では初めての相互協定の締結となります。草村町長は「町と警察が一丸となって動くための第一歩が実現できた」と話していました。



だより



☆ 児童サッカー体験教室が行われました ☆



12月20日（木）、熊本県サッカー協会より指導者を招いて、小学3年生以下を対象としたサッカー体験教室が行われました。25名の子どもたちが参加し、サッカーの基本的な動きの指導を受け、ドリブルやゲームなどを楽しみました。

お問い合わせは、高SPO事務局 62-2991までご連絡ください。